

重要事項説明書

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人別	独立行政法人地域医療機能推進機構
代表者名	山本 修一
所在地・連絡先	(住所) 東京都港区高輪 3-22-12 (電話) 03-5791-8220

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	天草中央総合病院附属訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 熊本県天草市東町 101 番地 (電話) 0969-23-7782 (FAX) 0969-24-1808
事業所番号	4361590070
管理者の氏名	溝口 真美

(2) 事業所の目的および運営方針・職務内容

目的：本事業所において実施する訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

運営方針：

- ① 本事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。
- ② 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- ④ 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、保険医療サービス等、関係機関との連携に努める。
- ⑤ 本事業所は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い常にその改善を図るものとする。

職務内容：在宅で療養している方のもとに看護師が訪問し、医師の指示のもと看護ケアをおこなう。

(3) 事業所の職員体制

職 種	人 員
管理者	看護師 1 名（常勤）訪問看護師と兼務
訪問看護	看護師 3 名以上（常勤 3 名以上）うち 1 名は管理者と兼務

3 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
月曜日～金曜日 但し、原則として土日、国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く	8：30～17：15

4 サービス内容（訪問看護計画書を作成し指定訪問看護を行う）

- 病状の観察・健康維持 ○医療処置・医療機器管理 ○介護相談 ○緩和ケア・看取りの看護
○排泄や栄養・保清等の支援 ○リハビリテーション ○褥瘡や創傷の処置 ○認知症の看護
○カテーテル等の医療機器の管理 ○保険福祉サービスなどの活用支援 ○その他

5 サービス利用料及び利用者負担

訪問看護サービス利用者に関しては料金表のとおりです。

6 実施地域

通常の指定訪問看護における訪問看護の実施地域は天草市（旧本渡町）の区域としています。それ以外の地域については相談に応じます。

7 緊急時の対応について

利用者の主治医へ連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送などの必要な措置をいたします。また、緊急連絡先にご連絡いたします。

8 ご利用にあたってのお願い

- ① 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について、内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ② やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日または当日午前 9 時までにご連絡をお願いします。

9 秘密保持

事業所及び看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

ただし、訪問するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

10 相談窓口・苦情等

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0969-23-7782
FAX番号	0969-24-1808
担当者	溝口 真美
受付時間	8:30~17:15
受付日	月曜日～金曜日 ※土日祝日・年末年始(12/29~1/3)は除く

11 その他、お住まいの市役所または熊本県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等ができます。

天草市役所 高齢化支援課	所在地 : 熊本県天草市東浜町8番1号
	電話番号 : 0969-23-1111
	FAX番号 : 0969-24-3501
	対応時間 : 8:30 ~ 17:15
熊本県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 : 熊本県熊本市東区健軍2丁目4-10
	電話番号 : 096-365-4188
	FAX番号 : 096-214-1101
	対応時間 : 8:30 ~ 17:15

12 衛生管理について

- ① 看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備え等の衛生的な管理に努めます
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針に則り、院内の感染対策管理委員会に訪問看護ステーションの管理者が参加することで、感染に関する必要な措置を講ずる体制を作っていきます。
- ③ 職員研修の実施し、院内研修会に参加します。

13 虐待防止について

高齢者の虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為です。本事業所では、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳保持や人格尊重を重視し、権利利益を擁護することを目的に、高齢者虐待防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、すべての職員がこれを認識し、地域の高齢者福祉の推進に努めます。

虐待防止委員会に事業所の管理者が参加することで、虐待防止、早期発見と虐待発生時に速やかに対応することができるように努めます。

1 4 事故発生時の対応

訪問中に、事故〈例えば転倒して怪我をした〉が発生した場合は、身体状況を把握し医師へ報告し指示を受けます、状態に応じてご家族に連絡をいたします。医師の指示に従い受診および様子観察を行い、結果をご家族にも報告いたします。アクシデント・インシデントレポートに掲載して職員に周知を行い、今後同じ事故が起きないようにしていきます。

1 5 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価実施期間による評価を実施しておりません。

平成 30 年 4 月 1 日 作成

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 4 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 12 月 21 日 改訂

令和 6 年 5 月 20 日 改訂

令和 7 年 4 月 1 日 改訂